

広島県耐震改修促進計画

【 第3期計画 】

令和3年3月



目次

1	計画の概要	1
1.1	計画策定の要旨.....	1
1.2	計画の目的.....	2
1.3	計画の位置付け.....	2
1.4	用語の定義.....	3
2	計画期間	5
3	住宅・建築物の耐震化の現状と課題	5
3.1	想定される地震規模, 被害の状況.....	5
3.2	耐震化の現状.....	7
3.2.1	多数の者が利用する建築物の耐震化の現状.....	7
3.2.2	住宅の耐震化の現状.....	9
3.3	耐震化の課題.....	10
3.3.1	第2期計画に係る目標の達成状況.....	10
3.3.2	多数の者が利用する建築物の耐震化の課題.....	10
3.3.3	住宅の耐震化の取組の進捗状況と課題.....	10
3.3.4	社会情勢の変化.....	11
4	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	13
4.1	基本方針.....	13
4.2	耐震化の目標.....	14
4.2.1	多数の者が利用する建築物の耐震化の目標.....	14
4.2.2	住宅の耐震化の目標.....	14
4.2.3	耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標.....	15
5	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	16
5.1	耐震診断・改修に関わる取組の方向性と施策.....	16
5.2	主体別の役割分担.....	18
5.2.1	県.....	18
5.2.2	市(所管行政庁).....	20
5.2.3	市町(所管行政庁以外).....	22
5.2.4	建築関係団体等.....	24
5.2.5	建物所有者等.....	24
5.3	大規模建築物(要緊急安全確認大規模建築物)の耐震化促進に関する施策.....	24

5.3.1	耐震診断の義務付けと耐震化の状況	24
5.3.2	大規模建築物の耐震化に向けた取組み	25
5.4	防災業務等の中心となる建築物（要安全確認計画記載建築物等）の耐震化に関する施策	28
5.4.1	防災業務等の中心となる建築物の指定と耐震化の状況	28
5.4.2	耐震診断の義務付け（第2期計画）	28
5.4.3	防災業務等の中心となる建築物の耐震化に向けた取組	29
5.5	広域緊急輸送道路沿道建築物（要安全確認計画記載建築物等）に関する施策	31
5.5.1	耐震診断の義務付け（第2期計画）と耐震化の状況	31
5.5.2	広域緊急輸送道路沿道建築物（要安全確認計画記載建築物等）の耐震化に向けた取組	35
5.5.3	耐震化の促進が必要な建築物が接する道路の指定	36
5.6	住宅の耐震化促進に関する施策	37
5.6.1	住宅の耐震化促進に向けた支援	37
5.6.2	国の補助制度（総合支援メニュー）の導入に伴う取組の推進	38
5.7	ブロック塀等の安全対策に関する施策	40
5.8	地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策に関する施策	40
5.8.1	がけ地近接等危険住宅移転事業	40
5.8.2	建築物土砂災害対策改修事業	41
5.8.3	住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業	41
5.9	建築物の総合的な安全対策に関する施策	41
5.9.1	既存建築物の総合的な安全対策	41
5.9.2	被災建築物応急危険度判定	42
5.10	特定優良賃貸住宅の空き家を活用するための特例に関する事項	42
5.10.1	特定優良賃貸住宅の概要	42
5.10.2	特定優良賃貸住宅の空家を活用するための特例	43
6	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	44
6.1	地震防災マップの作成・公表	44
6.2	相談体制の整備及び情報提供の充実	46
6.3	パンフレットの作成・配布，セミナー・講習会の開催	47
6.3.1	パンフレットの作成・配布	47
6.3.2	セミナー・講習会の開催	47
6.4	リフォームにあわせた耐震改修の誘導	47
7	建築基準法による勧告又は命令等について所管行政庁との連携に関する事項	48
7.1	耐震改修促進法による勧告又は命令等の実施	48

7.1.1	指導・助言の対象となる建築物	48
7.1.2	指示の対象となる建築物	48
7.1.3	指導・助言, 指示, 公表の実施方針	48
7.1.4	指導・助言, 指示, 公表の実施方法	49
7.1.5	耐震診断義務付け対象建築物に対する指導等の実施	49
7.2	建築基準法による勧告又は命令等の実施	50
7.2.1	建築基準法による勧告・命令の概要	50
7.2.2	建築基準法による勧告・命令の実施方針	50
8	その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	51
8.1	市町が定める耐震改修促進計画	51
8.2	建築関係団体, 特定非営利活動法人 (NPO) 等との連携	51
8.3	耐震改修関係協議会等の概要と取組の継続	51
8.3.1	耐震改修促進計画市町調整会議	51
8.3.2	広島県建築安全安心マネジメント推進協議会	51
8.4	その他	52
8.4.1	地震保険の加入促進への普及・啓発	52
8.4.2	計画の見直し	52

1 計画の概要

1.1 計画策定の要旨

本計画の根拠となる「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」という。）は、平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、建築物の地震に対する安全性の向上の促進を図ることを目的として平成 7 年に制定されている。

平成 17 年には国において、地震による死者数及び経済被害額の被害想定を 10 年後に半減させるため、住宅及び特定建築物（学校、病院、百貨店、事務所など）の現状の耐震化率 75%を、平成 27 年までに 90%にすべきの方針が示され、平成 18 年に耐震改修促進法が改正された。この改正により、国の基本方針に基づく都道府県耐震改修促進計画の策定が義務付けられたことなどを踏まえ、平成 19 年に広島県耐震改修促進計画（第 1 期計画）を策定している。

平成 23 年には東日本大震災が発生し、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど甚大な被害をもたらした。平成 25 年には耐震改修促進法が改正され、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者等が利用する大規模建築物の所有者に耐震診断の実施が義務付けられ、緊急輸送道路等の避難路沿道建築物や、庁舎・避難所等の防災拠点建築物等の所有者に、地方公共団体の指定による耐震診断の実施の義務付けが可能となった。これに基づき、防災業務等の中心となる建築物の一部や広域緊急輸送道路沿道建築物の所有者に耐震診断の義務付けなどを行った広島県耐震改修促進計画（第 2 期計画）を平成 28 年に策定している。

近年においても平成 28 年に熊本地震及び鳥取県中部地震、平成 30 年に大阪府北部地震などが発生し、旧耐震基準による住宅やブロック塀等の耐震化の必要性が再認識されたところである。また、南海トラフ地震の 30 年以内に発生する確率は平成 30 年に「70%」から「70～80%」に引き上げられ、住宅・建築物等の耐震化を着実に進める必要性は高まっている。本県においては、平成 30 年 7 月豪雨による土砂災害等では甚大な被害をもたらしており、災害リスクの低い地域への居住誘導など、安全・安心に暮らせる持続可能な都市構造の形成に取り組むことも求められているところである。

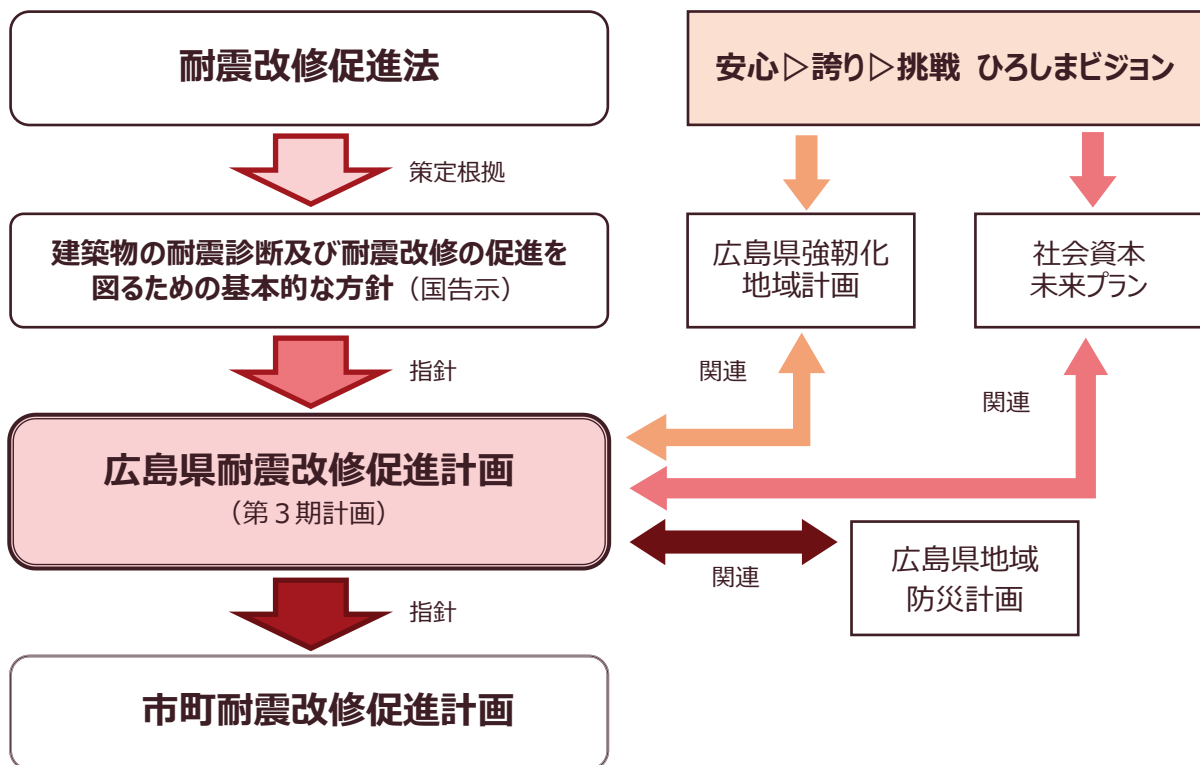
広島県耐震改修促進計画（第 2 期計画）における取組の成果や課題等を踏まえるとともに、令和 2 年に策定した本県の目指す姿とその実現に向けた取組の方向を示す「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」に掲げるあるべき姿「災害死ゼロ」の実現を目指して、広島県耐震改修促進計画（第 3 期計画）を策定する。

1.2 計画の目的

県内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図り、地震による建築物の倒壊等の被害から県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

1.3 計画の位置付け

耐震改修促進法第5条第1項の規定に基づき都道府県に策定が義務付けられた法定計画であり、「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」の分野別計画である「社会資本未来プラン」の関連計画に当たる。



図表 1-1 広島県耐震改修促進計画（第3期計画）の位置付け

1.4 用語の定義

本計画で使用する主な用語について、以下の通り定義するほか、特に定めのない場合には、耐震改修促進法、同法関係政省令又は関連告示の用語の例による。

用語	定義
耐震診断	建築物の地震に対する安全性を評価すること。
耐震改修	建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替え若しくは一部の除却又は敷地の整備をすること。
所管行政庁	建築主事を置く市町の区域（広島市、呉市、福山市、東広島市、三原市、尾道市、廿日市市）においては当該市町の長をいい、その他の市町の区域においては知事をいう。 ただし、その他の市町の区域において、建築基準法第 97 条の 2 第 1 項又は第 97 条の 3 第 1 項の規定により建築主事を置く市町の区域については、建築基準法第 6 条第 1 項第四号に掲げる建築物のみを対象に、当該市町の長（令和 2 年 4 月 1 日現在、三次市）が所管行政庁となる。
旧耐震基準	昭和 56 年 6 月 1 日の耐震基準の見直しがされる前に工事着工した建築物に適用されていた耐震基準
新耐震基準	昭和 56 年 6 月 1 日以降に工事着工した建築物に適用される耐震基準
耐震性	耐震性の有無は、大地震に対し、新耐震基準と同程度の耐震性能を有するか否かにより判定する。 耐震性を有する建築物は、ごくまれに発生する大地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと考えられる。
耐震化率	ある集団に含まれるすべての建築物のうち、耐震性を有する建築物（新耐震基準によるもの、耐震診断の結果耐震性を有するとされたもの、耐震改修を実施したもの。）の割合
既存耐震不適格建築物	地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（耐震関係規定）に適合しない建築物で、同法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものをいう。
多数の者が利用する建築物	本計画では、耐震改修促進法第 14 条各号に掲げる用途・規模の要件に該当するすべての建築物をいう。
耐震不明建築物	旧耐震基準で建設され、地震に対する安全性が明らかでない建築物をいう。（昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えの工事（耐震改修促進法施行令第 3 条各号に該当する場合を除く。）に着手し、検査済証の交付を受けたものを除く。）
要緊急安全確認大規模建築物	病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの（耐震不明建築物に限る。）をいう。 本計画では、以下「大規模建築物」という。 平成 29 年 2 月に所管行政庁がホームページ等で耐震化の取組状況（耐震診断結果や耐震改修の予定等）を公表している。（詳細は 5.3 による。）

用語	定義
防災拠点建築物	<p>大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な建築物をいう。</p> <p>県が耐震改修促進計画に対象建築物（耐震不明建築物に限る。）を記載することで、耐震診断を義務付けることができる。</p>
防災業務等の中心となる建築物	<p>防災拠点建築物のうち、県が広島県耐震改修促進計画（平成 18 年度～平成 27 年度）（以下「第 1 期計画」という。）の追補への記載により指定した官公署，空港，病院，避難所等の建築物をいう。</p> <p>（詳細は 5.4 による。）</p> <p>平成 27 年 2 月に県がホームページ等で耐震化に向けた基本的な情報（建物名称，所在市町，耐震性の有無等）を公表している。</p> <p>防災業務等の中心となる建築物の一部に対し，第 1 期計画の追補への記載により，耐震診断を義務付けた。</p> <p>令和 2 年 3 月に所管行政庁がホームページ等で耐震化の取組状況（耐震診断結果や耐震改修の予定等）を公表している。</p>
避難路沿道建築物	<p>県又は市町が耐震改修促進計画で指定する緊急輸送道路等の道路にその敷地が接する一定の高さを有する耐震不明建築物をいう。</p> <p>県又は市町が耐震改修促進計画に対象となる道路を記載することで，耐震診断を義務付けることができる。</p>
広域緊急輸送道路沿道建築物	<p>県が第 2 期計画への記載により，広域緊急輸送道路にその敷地が接する一定の高さを有する建築物（耐震不明建築物に限る。）に耐震診断を義務付けた。</p> <p>令和 3 年度以降に所管行政庁がホームページ等で耐震化の取組状況（耐震診断結果や耐震改修の予定等）を公表することとしている。</p> <p>（詳細は 5.5 による。）</p>
要安全確認計画記載建築物	<p>防災拠点建築物又は避難路沿道建築物であって，耐震診断を義務付けられた建築物をいう。</p>
特定既存耐震不適合建築物	<p>多数の者が利用する建築物のうち，既存耐震不適合建築物であるものをいう。（要安全確認計画記載建築物及び大規模建築物を除く。）</p>

2 計画期間

「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」の取り組むべき具体的な施策等を記載するアクションプランの計画期間及び、その分野別計画である「社会資本未来プラン」に基づき策定する関連計画として、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

3 住宅・建築物の耐震化の現状と課題

3.1 想定される地震規模，被害の状況

広島県地震被害想定調査（平成25年10月）では、以下の想定地震を選定し、これらの地震による建物被害・人的被害等を調査した。

図表 3-1 広島県地震被害想定調査（平成25年10月）での想定地震

地震名	地震規模 ^{※1}	地震タイプ [°]	今後30年以内の発生確率 ^{※2}
南海トラフ巨大地震	9.0	プレート間	70%程度 ^{※2}
安芸灘～伊予灘～豊後水道	6.7～7.4	プレート内	40%
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	8.0程度 若しくは それ以上	地殻内	ほぼ0～0.3%
石鎚山脈北縁	7.3～8.0程度	地殻内	ほぼ0～0.3%
石鎚山脈北縁西部－伊予灘	8.0程度 若しくは それ以上	地殻内	ほぼ0～0.3%
五日市断層	7.0程度	地殻内	不明
己斐－広島西縁断層帯（M6.5）	6.5程度	地殻内	不明
岩国断層帯	7.6程度	地殻内	0.03～2%
安芸灘断層群（主部）	7.0程度	地殻内	0.1～10%
安芸灘断層群 （広島湾－岩国沖断層帯）	7.4程度	地殻内	不明
長者ヶ原断層－芳井断層	7.4 ^{※3}	地殻内	－
どこでも起こりうる直下の地震	6.9	地殻内	－

出典：広島県地震被害想定調査（平成25年10月）

※1：気象庁マグニチュード（南海トラフ巨大地震のみモーメントマグニチュード）

※2：南海トラフ地震の発生確率（出典：文部科学省地震調査研究推進本部）
平成30年2月に「70～80%」に引き上げられている。

※3：松田（1975）の式（ $\log L=2.9+0.6M$ ）により計算

図表 3-2 想定地震における揺れによる建物被害の想定結果

地震名	想定ケース	全壊棟数
南海トラフ巨大地震	陸側ケース	14,501
安芸灘～伊予灘～豊後水道	北から破壊	13,581
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	西から破壊	3,708
石鎚山脈北縁	西から破壊	0
石鎚山脈北縁西部－伊予灘	東から破壊	15
五日市断層	北から破壊	2,858
己斐－広島西縁断層帯 (M6.5)	北から破壊	4,010
岩国断層帯	東から破壊	1,125
安芸灘断層群 (主部)	北から破壊	26
安芸灘断層群 (広島湾－岩国沖断層帯)	北から破壊	2,991
長者ヶ原断層－芳井断層	西から破壊	43,879

出典：広島県地震被害想定（平成 25 年 10 月）

（単位：棟）

図表 3-3 想定地震における建物倒壊による人的被害の想定結果

地震名	死者数
南海トラフ巨大地震	926
安芸灘～伊予灘～豊後水道	857
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	237
石鎚山脈北縁	0
石鎚山脈北縁西部－伊予灘	1
五日市断層	177
己斐－広島西縁断層帯 (M6.5)	247
岩国断層帯	71
安芸灘断層群 (主部)	2
安芸灘断層群 (広島湾－岩国沖断層帯)	184
長者ヶ原断層－芳井断層	2,822

出典：広島県地震被害想定（平成 25 年 10 月）

（単位：人）

3.2 耐震化の現状

3.2.1 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

県の実施した調査結果から、令和2年度末の多数の者が利用する建築物の総数は、約21,300棟あると考えられる。

そのうち、新耐震基準に基づいて建築されたものが15,470棟（約72.7%）あり、旧耐震基準に基づいて建築されているもののうち、耐震性を有すると考えられるものが3,962棟（20.1%）ある。

このことから、19,432棟の建築物が耐震性を有していると考えられ、令和2年度末の多数の者が利用する建築物の耐震化率は91.3%と推計した。

※棟数については全て推計値

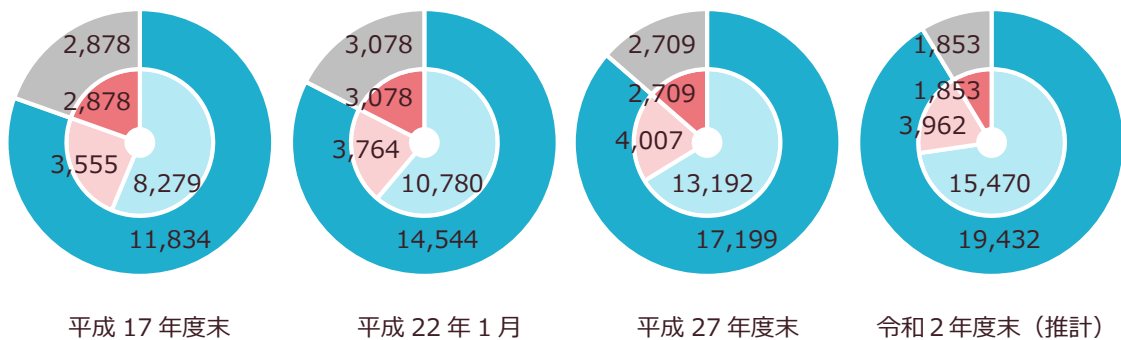
図表 3-4 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

平成 17 年度末	平成 22 年 1 月	平成 27 年度末	令和 2 年度末 (推計)
総棟数：14,712 棟	総棟数：17,622 棟	総棟数：19,908 棟	総棟数：21,285 棟
耐震性あり：11,834 棟	耐震性あり：14,544 棟	耐震性あり：17,199 棟	耐震性あり：19,432 棟
耐震性なし：2,878 棟	耐震性なし：3,078 棟	耐震性なし：2,709 棟	耐震性なし：1,853 棟
耐震化率：80%	耐震化率：82.5%	耐震化率：86.4%	耐震化率：91.3%

【円グラフ凡例】

- … 耐震性あり
- … 耐震性なし
- … 新耐震
- … 旧耐震 [耐震性あり]
- … 旧耐震 [耐震性なし]

単位：棟



図表 3-5 県全体での旧耐震基準の多数の者が利用する建築物の現状

令和元年度末時点

用途	対象棟数	耐震診断実施棟数			耐震診断未実施の棟数	耐震改修未実施の棟数
			耐震改修が必要な棟数			
			耐震改修実施済棟数			
小学校, 中学校等	816	805	730	678	11	63
高校, 大学等	197	109	105	95	88	98
体育館等運動施設	18	12	11	6	6	11
病院, 診療所	163	43	36	26	120	130
劇場, 集会場等	100	36	32	4	64	92
店舗, 飲食店等	237	39	32	15	198	215
ホテル, 旅館	112	22	18	12	90	96
賃貸共同住宅等	2,037	767	101	23	1,270	1,348
事務所	702	139	98	52	563	609
社会福祉施設等	48	9	7	5	39	41
幼稚園, 保育所	192	127	88	64	65	89
博物館, 美術館, 図書館	8	6	6	1	2	7
工場	308	67	56	19	241	278
自動車車庫等	31	7	5	2	24	27
庁舎等	87	69	68	33	18	53
危険物の貯蔵場	231	23	23	11	208	220
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ, 多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり, その敷地が県又は市町が定める耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	671	242	192	30	429	591
合計	5,958	2,522	1,608	1,076	3,436	3,968

※ 図表中の令和元年度末時点の対象棟数 5,958 棟より 図表 3-4 に示す令和 2 年度末の旧耐震の多数の者が利用する建築物 5,815 [1,853+3,962]棟 (推計値) を推計した。

3.2.2 住宅の耐震化の現状

平成 30 年の住宅・土地統計調査（総務省統計局）では、県内の住宅のうち、居住世帯のある住宅数は、約 120.9 万戸となっている。

居住世帯のある住宅について、建設年代別にみると、新耐震基準に従って建設された住宅が約 87.0 万戸（72%）あり、それ以外の約 33.9 万戸（28%）が旧耐震基準に従って建築された住宅である。

国の方法に準じて推計を行うと、この 33.9 万戸のうち約 13.9 万戸（11.5%）は、耐震性を有しているものと考えられる。

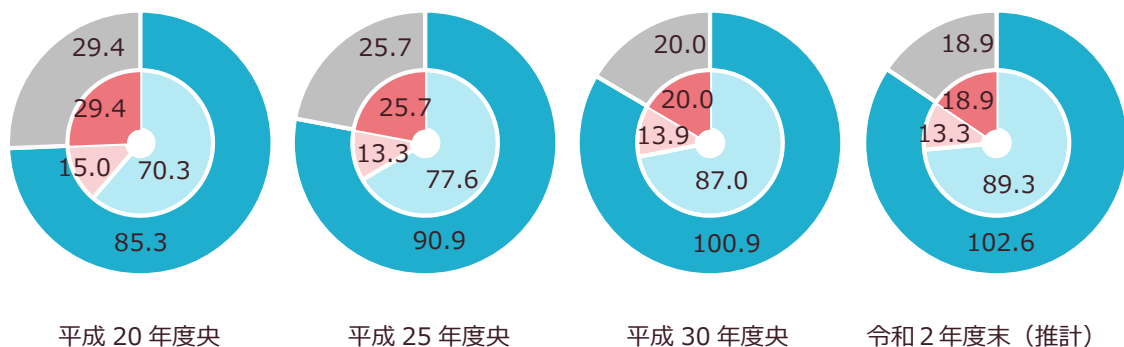
以上のことから、県内の住宅（居住世帯のある住宅）のうち、約 100.9 万戸（83.5%）が耐震性を有しており、平成 30 年度末時点の住宅の耐震化率は 83.5%である。

また、令和 2 年度末では、住宅の耐震化率を 84.5%と推計した。

図表 3-6 住宅の耐震化の進捗状況

平成 20 年度末	平成 25 年度末	平成 30 年度末	令和 2 年度末 (推計)
総戸数：114.7 万戸	総戸数：116.6 万戸	総戸数：120.9 万戸	総戸数：121.5 万戸
耐震性あり：85.3 万戸	耐震性あり：90.9 万戸	耐震性あり：100.9 万戸	耐震性あり：102.6 万戸
耐震性なし：29.4 万戸	耐震性なし：25.7 万戸	耐震性なし：20.0 万戸	耐震性なし：18.9 万戸
耐震化率：74.3%	耐震化率：77.9%	耐震化率：83.5%	耐震化率：84.5%

【円グラフ凡例】
 単位：万戸
 ■ … 耐震性あり
 ■ … 耐震性なし
 ■ … 新耐震
 ■ … 旧耐震【耐震性あり】
 ■ … 旧耐震【耐震性なし】



3.3 耐震化の課題

3.3.1 第2期計画に係る目標の達成状況

第2期計画について、目標の達成状況及び取組の進捗状況を確認するとともに課題の把握を行った。

多数の者が利用する建築物及び住宅については、いずれも目標値に届かない状況となっている。

図表 3-7 第2期計画に係る目標の達成状況

対象	進捗状況		
	平成 27 年度末	令和 2 年度末 [推計]	
		目標値	現況値
多数の者が利用する建築物	86.4%	92.0%	91.3%
住宅	79.2%	85.0%	84.5%

3.3.2 多数の者が利用する建築物の耐震化の課題

公共建築物については、防災拠点建築物の耐震化に重点的に取り組んだことなどにより、耐震化は順調に進んだが、耐震化されていないものも一定数残っており、これを着実に耐震化することが必要である。

民間建築物については、大規模建築物や避難路沿道建築物の耐震化に重点的に取り組んだが、建物所有者が耐震化に向け行動するまでの意識を向上させるような普及啓発には至っていない。

耐震化促進に向けて、引き続き普及啓発に取り組むとともに、公共建築物や重点取組である大規模建築物などを中心に、耐震化の指導を強化していく必要がある。

3.3.3 住宅の耐震化の取組の進捗状況と課題

住宅の所有者が主体的に耐震化に取り組んでいただけるよう相談体制の整備や情報提供の充実など所有者への意識啓発や、耐震化の支援、技術者育成など環境整備に取り組んできたが、市町の耐震改修補助制度の創設が18市町に留まり、また、その利用は低調であった。

旧耐震基準のもとで建設された木造住宅の多くは、建替更新時期に来ており、適切な維持管理がなされていない場合、耐震改修よりも建替（除却）のニーズが高くなるが、現状の支援制度は耐震改修のみを対象としている。

耐震化促進に向けて、引き続き意識啓発に取り組むとともに、建替更新時期の到来を踏まえ、効果的な支援について対応していく必要がある。

3.3.4 社会情勢の変化

本計画の策定にあたり、第 2 期計画策定後から現在、さらに今後想定される社会情勢や環境の変化について把握するとともに考察を行った。

1. 南海トラフ巨大地震の発生確率の引き上げ

県が公表している南海トラフ巨大地震による被害想定では、福山市など瀬戸内海沿岸の 6 市町での最大震度は 6 強、広島市は 6 弱、県北地域も震度 5 強になるとしている。

この大地震が 30 年以内に発生する確率は、平成 30 年 2 月に「70%」から「70～80%」に引き上げられており切迫した状況にあることから、総合的な地震対策を行っていくことが必要となっている。

2. 甚大な被害をもたらす頻発する地震

平成 28 年 熊本地震及び鳥取県中部地震、さらには、平成 30 年 大阪府北部地震など、近年においても度重なる地震に見舞われ、多くの人的被害や建築物の被害が発生している。

その中で再認識されたのは、以前から耐震性不足が指摘されてきた、旧耐震基準で建設された木造住宅の倒壊率の高さと、一部損壊の被害が多発することにより、多くの方が避難生活や住宅の復旧等を余儀なくされる実情である。

そのことから、本県においても旧耐震基準で建てられた住宅を中心とした、耐震化施策のさらなる推進の必要性が明らかになっている。

また、ブロック塀等の倒壊など、住宅の倒壊以外でも尊い命が失われており、これらの安全対策を強化していく必要がある。

3. 平成 30 年 7 月豪雨災害などの地震以外の自然災害の頻発

近年は、平成 30 年 7 月豪雨や令和 2 年 7 月豪雨などでの、土砂災害をはじめとした自然災害による甚大な被害が頻発している。

このため、地域の安全・安心に関わる防災・減災対策に取り組んでいくとともに、長期的な視点も持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を行うなど、安心して暮らせる都市の構築を市町と協力して進めていくことが求められている。

4. 住宅の耐震化を取り巻く環境

耐震化率を算出する際の耐震化向上への寄与は、主に建替え（旧耐震基準の住宅が減少し、新耐震基準の住宅が増加）と耐震改修によるものである。

また、旧耐震基準の木造住宅は、少なくとも築 40 年を迎えようとしており、耐震改修等の実

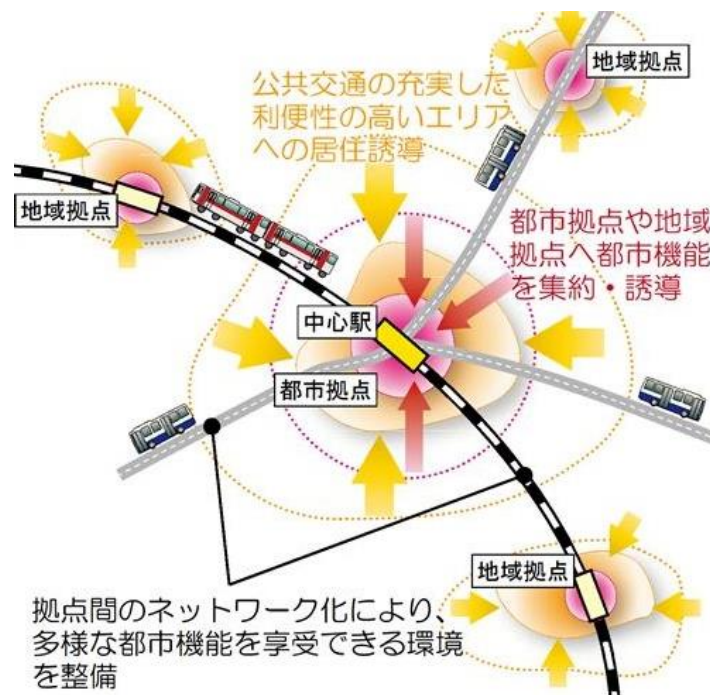
施による長寿命化，もしくは建替えるかの判断の岐路にたつものが増加してきている。

このため，耐震化の促進に向けては，これまで進めてきた耐震改修に加え，耐震性を有しない住宅を除却し建替えるなど旧耐震住宅の居住者を減少させる幅広い対策を推進していくことが効果的となってきている。

5. 人口減少の進展による都市の低密度化

急激な人口減少の進展により，都市のスポンジ化（低密度化）が進んでおり，商業・医療・公共交通などの住民生活サービス機能や地域コミュニティの低下が懸念されている。

そこで，将来にわたって，都市の持続性を維持するために，一定密度が確保されたコンパクトなまちづくりとこれに連携した公共交通のネットワークを形成する「コンパクト+ネットワーク型」の都市構造への変換が必要となってきている。



図表 3-8 「コンパクト+ネットワーク型」の都市構造の概念図

4 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

4.1 基本方針

国が目標とする耐震化率を踏まえ、安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョンに掲げる目指す姿の実現に向け、令和7年度末時点での目標を設定する。なお設定にあたっては、第2期計画において掲げていた多数の者が利用する建築物及び住宅の耐震化率の目指す姿（100%とする目標年度）はそのまま維持し、さらに本計画における取組による押上げ効果を考慮することとする。

また、本計画の指針となる国の告示（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針）において、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきとされたことから、これについても国の目標を踏まえて令和7年度末時点での目標を設定する。



図表 4-1 目指す姿

4.2 耐震化の目標

本県においても大規模地震により、甚大な被害が予測されており、住宅・建築物の耐震化が急務であることから、次のとおり目標を定める。

4.2.1 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

10年後に多数の者が利用する建築物の耐震化率を100%とすることを目指し、令和7年度末の耐震化率の目標値を96%とする。



図表 4-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

4.2.2 住宅の耐震化の目標

15年後に住宅の耐震化率を100%とすることを目指し、第3期計画での重点的な取組の押上効果を踏まえ、令和7年度末の耐震化率の目標値を92%とする。



図表 4-3 住宅の耐震化の目標

4.2.3 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標

次の図表 4-4 にある 3 つの建築物については、それぞれ耐震診断が義務付けられている。

これらの建築物については、図表 4-5 のとおり 5 年後の令和 7 年度末に耐震改修を概ね実施することを目標とする。

図表 4-4 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の必要性

対象建築物	耐震化の必要性
大規模建築物	不特定多数の者及び避難弱者が利用する一定規模以上の建築物であり、県民誰もが被災する可能性があるため、重点的に耐震化を促進する必要がある。（詳細は 5.3 による。）
防災業務等の中心となる建築物	防災拠点建築物のうち、防災業務等の中心となる建築物については、地震発生後の救援・救護活動、消火活動等に必要であり、機能的に他の建築物で代替が困難な建築物であるため、重点的に耐震化を促進する必要がある。（詳細は 5.4 による。）
広域緊急輸送道路沿道建築物	避難路沿道建築物のうち、広域緊急輸送道路沿道建築物については、多数の者の避難や県外からの救援・救護活動のために道路機能を保持する必要があるため、重点的に耐震化を促進する必要がある。（詳細は 5.5 による。）

図表 4-5 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標

対象建築物	耐震改修実施率	
	現状値（令和 2 年度末）	目標（令和 7 年度末）
大規模建築物	78.9% (206/261 棟)	耐震性不足の建築物を 概ね解消
防災業務等の中心となる建築物	92.7% (786/848 棟)	
広域緊急輸送道路沿道建築物	9.1% (22/約 240 棟)	

5 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

5.1 耐震診断・改修に関わる取組の方向性と施策

多数の者が利用する建築物と住宅の耐震化を2つの軸とした第2期計画を継承し、これを発展させた形で施策を展開する。

多数の者が利用する建築物の中でも、耐震化による被害軽減効果が高いと考えられる大規模建築物、防災業務等の中心となる建築物及び広域緊急輸送道路沿道建築物については、第2期計画までの重点的な取組により、耐震診断は概ね完了したところである。第3期計画においても引き続きこの3つの建築物に重点を置くこととし、耐震診断の次のステップとなる耐震改修に向けた指導に主な取組を移行させて耐震化の促進を図ることとする。

また、住宅の耐震化についても第2期計画で取組を進めてきたが、市町の耐震改修の補助制度の利用が低調であるなど期待した効果が上がっているとはいえない状況から、第3期計画では住宅について新たに重点的な取り組みに据え、さらなる耐震化の促進に取り組むこととする。

第3期計画で取り組む施策体系及び取組主体は、次図表5-1のとおりとする。

図表 5-1 第3期計画における施策体系及び取組主体

第3期計画 施策体系		取組主体		
【重点】…重点的に耐震化の促進に取り組む住宅・建築物				
1 全般事項	① 相談体制の整備や情報提供の充実	県	市町	
	② 関係団体との連携等による普及啓発			
2 多数の者が利用する建築物	① 市町の補助制度の継続，創設の促進	—	市町	
	② 計画的な耐震化に向けた指導	県	所管行政庁	
	③ 所有者への意識啓発		市町	
	④ 公表した耐震化状況の更新		所管行政庁	
	大規模建築物 【重点】	⑤ 対象建築物の耐震化に向けた指導等	県	市町
		⑥ 民間建築物の耐震改修への支援		
	防災業務等の中心となる建築物 【重点】	⑦ 公共建築物の計画的な耐震化	県	所管行政庁
⑧ 公表した耐震化状況の更新		市町		
広域緊急輸送道路沿道建築物 【重点】	⑨ 公共建築物の計画的な耐震化	県	所管行政庁	
	⑩ 公表した耐震化状況の更新		市町	
	⑪ 対象建築物の耐震化に向けた指導等		所管行政庁	
	⑫ 民間建築物の耐震改修への支援		市町	
	⑬ 公共建築物の計画的な耐震化			
3 住宅【重点】	① 市町の補助制度の改善への支援，創設の促進	県	市町	
	② 所有者への意識啓発			

耐震診断義務付け対象建築物

5.2 主体別の役割分担

建物の所有者が自らの責任においてその安全性を確保することが、建物の防災対策上重要であり、また大規模地震によって生じる甚大な被害の軽減対策として有効であるという基本的な認識に基づき、県、市町、建築関係団体等、建物所有者等は、耐震化の促進を図るため以下の事項の実施に努めることとする。

5.2.1 県

1. 県耐震改修促進計画の策定

- (1) 本県の実情に応じた住宅・建築物の耐震化を促進するため、広島県耐震改修促進計画を策定し、必要に応じて見直す。
- (2) 県内の市町の耐震改修促進計画の策定及び適切な更新等を促進する。
- (3) 所管行政庁が特定既存耐震不適合建築物の所有者等に行う耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示、公表の方針を定める。(詳細は 7.1 による。)

2. 耐震上特に重要な建築物の耐震化に向けた重点的取組

- (1) 所管行政庁として
 - ア 大規模建築物の公表した耐震化の取組状況（耐震改修の予定等）を適宜更新する。(詳細は 5.3 による。)
 - イ 耐震性が不足している大規模建築物の所有者に対し、耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示、公表の実施を進める。(詳細は 5.3 による。)
 - ウ 耐震診断を義務付けた防災業務等の中心となる建築物の公表した耐震化の取組状況（耐震診断結果や耐震改修の予定等）を適宜更新する。(詳細は 5.4 による。)
 - エ 広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の取組状況（耐震診断結果や耐震改修の予定等）を公表し、適宜更新する。(詳細は 5.5 による。)
 - オ 広域緊急輸送道路沿道建築物に耐震診断を義務付けた期限（令和 3 年 3 月 31 日）までにその結果の報告をしない所有者に対し、耐震改修促進法に基づく命令等の実施を進める。(詳細は 5.5 による。)
 - カ 耐震性が不足している広域緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対し、耐震化に向けた指導に取り組む。(詳細は 5.5 による。)
- (2) 施設管理者として
 - ア 県有の大規模建築物及び防災業務等の中心となる建築物の耐震診断・改修を計画的に進める。

(3) 広域自治体として

- ア 防災業務等の中心となる建築物の公表した耐震化に向けた基本的な情報を適宜更新する。(詳細は 5.4 による。)
- イ 民間の大規模建築物(政令指定都市の区域を除く。)の耐震改修への支援を市町と連携し所有者の個別事情に応じて対応する。
- ウ 民間の広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修に向け市町への支援制度を継続する。
- エ 広域緊急輸送道路以外の緊急輸送道路について、耐震改修促進法第 5 条第 3 項第三号の規定に基づく指示対象の路線として位置付け、耐震化を促進する。(詳細は 5.5 による。)

3. 住宅の耐震化に向けた重点的取組

所管行政庁及び広域自治体として

- ア 持続可能なまちづくりの観点を踏まえた市町への耐震改修等の支援制度を創設する。(詳細は 5.6 による。)
- イ 耐震化に向け効果的な支援につながる国の補助制度(平成 30 年に創設された「総合支援メニュー」)の導入に必要な、戸別訪問等による直接的な働きかけ等の取組を規定するアクションプログラムの策定とその取組の実施について、市町を支援する。(詳細は 5.6 による。)

4. 建築物及び住宅の所有者への意識啓発

所管行政庁及び広域自治体として、市町及び建築関係団体等と連携し、相談窓口の設置やセミナーの開催等を通じた耐震化のための情報提供などにより、所有者の耐震化に向けた意識啓発に取り組む。

5. 相談体制の整備や情報提供の充実

安心して耐震診断・改修が行える環境を整備するため、耐震診断・改修の相談体制の整備やセミナーの開催、耐震診断・改修や地震防災の情報提供の充実を図るなど総合的な地震防災対策を実施する。(詳細は 6.2 及び 6.3 による。)

6. 関係団体との連携による普及啓発

市町及び建築関係団体との連携体制を構築し、耐震診断・改修の情報提供、耐震診断・改修の知識の普及・啓発などを行う。(詳細は 8.2 による。)

7. 耐震診断及び耐震改修の推進及び促進

(1) 所管行政庁として

- ア 耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定，地震に対する安全性に係る認定及び区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定を行う。
- イ 特定既存耐震不適格建築物の所有者等に対して，耐震改修促進法に基づく指導，指示等を行う。（詳細は 7.1 による。）
- ウ 特定既存耐震不適格建築物の把握，台帳整備，耐震診断・改修の進捗状況の把握を行う。

(2) 施設管理者として

- ア 県有建築物全般について，耐震診断・改修を計画的に進める。

5.2.2 市（所管行政庁）

1. 市耐震改修促進計画の策定

住民に最も身近な基礎自治体として，地域の実情に応じた住宅・建築物の耐震化を促進するため，市の耐震改修促進計画を策定し，適切に更新等する。

2. 耐震上特に重要な建築物の耐震化に向けた重点的取組

(1) 所管行政庁として

- ア 大規模建築物の公表した耐震化の取組状況（耐震診断結果や耐震改修の予定等）を適宜更新する。（詳細は 5.3 による。）
- イ 耐震性が不足している大規模建築物の所有者に対し，耐震改修促進法に基づく指導・助言，指示，公表の実施を進める。（詳細は 5.3 による。）
- ウ 県が耐震診断を義務付けた防災業務等の中心となる建築物の公表した耐震化の取組状況（耐震診断結果や耐震改修の予定等）を適宜更新する。（詳細は 5.4 による。）
- エ 広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の取組状況（耐震診断結果や耐震改修の予定等）を公表し，適宜更新する。（詳細は 5.5 による。）
- オ 広域緊急輸送道路沿道建築物に耐震診断を義務付けた期限（令和 3 年 3 月 31 日）までにその結果の報告をしない所有者に対し，耐震改修促進法に基づく命令等の実施を進める。（詳細は 5.5 による。）
- カ 耐震性が不足している広域緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対し，耐震化に向けた指導に取り組む。（詳細は 5.5 による。）

(2) 施設管理者として

ア 市有の大規模建築物，防災業務等の中心となる建築物及び広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・改修を計画的に進める。

(3) 基礎自治体として

ア 民間の大規模建築物の耐震改修への支援制度の継続または創設を，所有者の個別事情に応じて対応する。

イ 民間の広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修への支援制度を継続または創設する。

ウ 広域緊急輸送道路以外の道路について，耐震改修促進法第 6 条第 3 項第一号の規定に基づき耐震診断を義務付けた建築物に対する耐震診断・耐震改修の支援制度を継続または創設する。

3. 住宅の耐震化に向けた重点的取組

所管行政庁及び基礎自治体として，

ア 持続可能なまちづくりの観点を踏まえながら，市区域全体を対象とした耐震改修等への支援制度について，住民がより使いやすい制度への改善を進める。

イ 耐震化に向け効果的な支援につながる国の補助制度（平成 30 年に創設された「総合支援メニュー」）の導入し，導入にあたり必要となる戸別訪問等による直接的な働きかけ等の取組を規定するアクションプログラムの策定とその取組の実施を進める。（詳細は 5.6 による。）

4. 建築物及び住宅の所有者への意識啓発

所管行政庁及び基礎自治体として，県及び建築関係団体等と連携し，相談窓口の設置やセミナーの開催等を通じた耐震化のための情報提供などにより，所有者の耐震化に向けた意識啓発に取り組む。

5. 地震防災マップの作成や相談体制の整備等の充実

(1) 地震防災マップの作成，セミナーや講習会の開催など地震防災の情報提供の充実を図る。（詳細は 6.1 及び 6.3 による。）

(2) 耐震診断・改修の相談体制の整備や情報提供の充実を図る。（詳細は 6.2 による。）

6. 関係団体との連携による普及啓発

県及び建築関係団体との連携体制を構築し，耐震診断・改修の情報提供，耐震診断・改修の知識の普及・啓発などを行う。（詳細は 8.2 による。）

7. 耐震診断及び耐震改修の推進及び促進

(1) 所管行政庁として

- ア 耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定，地震に対する安全性に係る認定及び区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定を行う。
- イ 特定既存耐震不適格建築物の所有者等に対して，耐震改修促進法に基づく指導，指示等を行う。（詳細は7.1による。）
- ウ 特定既存耐震不適格建築物の把握，台帳整備，耐震診断・改修の進捗状況の把握を行う。

(2) 施設管理者として

- ア 市有建築物の耐震診断・改修を計画的に進める。

(3) 基礎自治体として

- ア 建築物の耐震診断・改修への支援制度の創設を進める。創設済の支援制度については，住民がより使いやすい制度への改善を進める。
- イ ブロック塀等の耐震診断・改修への創設済の支援制度については，住民がより使いやすい制度への改善を進める。

5.2.3 市町（所管行政庁以外）

1. 市町耐震改修促進計画の策定

住民に最も身近な基礎自治体として，地域の実情に応じた住宅・建築物の耐震化を促進するため，市町の耐震改修促進計画を策定し，適切に更新等する。

2. 耐震上特に重要な建築物の耐震化に向けた重点的取組

(1) 施設管理者として

- ア 市町有の大規模建築物の耐震診断・改修を計画的に進める。
- イ 市町有の防災業務等の中心となる建築物の耐震診断・改修を計画的に進める。
- ウ 市町有の広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・改修を計画的に進める。

(2) 基礎自治体として

- ア 民間の大規模建築物の耐震改修への支援制度の継続または創設を，所有者の個別事情に応じて対応する。
- イ 民間の広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修への支援制度の継続または創設を進める。

3. 住宅の耐震化に向けた重点的取組

基礎自治体として、

- ア 持続可能なまちづくりの観点を踏まえながら、市町区域全体を対象とした耐震改修等への支援制度について、住民がより使いやすい制度への改善または創設を進める。
- イ 耐震化に向け効果的な支援につながる国の補助制度（平成 30 年に創設された「総合支援メニュー」）の導入し、導入にあたり必要となる戸別訪問等による直接的な働きかけ等の取組を規定するアクションプログラムの策定とその取組の実施を進める。（詳細は 5.6 による。）

4. 建築物及び住宅の所有者への意識啓発

基礎自治体として、県及び建築関係団体等と連携し、相談窓口の設置やセミナーの開催等により耐震化のための情報提供を行い、所有者の耐震化に向けた意識啓発に取り組む。

5. 地震防災マップの作成や相談体制の整備等の充実

- (1) 地震防災マップの作成、地震防災に関するセミナーや講習会の開催など情報提供の充実にを図る（詳細は 6.1 及び 6.3 による。）
- (2) 耐震診断・改修の相談体制の整備や情報提供の充実にを図る。（詳細は 6.2 による。）

6. 県及び関係団体との連携による普及啓発

県及び建築関係団体との連携体制を構築し、耐震診断・改修の情報提供、耐震診断・改修の知識の普及・啓発などを行う。（詳細は 8.2 による。）

7. 耐震診断及び耐震改修の推進及び促進

- (1) 施設管理者として
 - ア 市町有建築物の耐震診断・改修を計画的に進める。
- (2) 基礎自治体として
 - ア 建築物の耐震診断・改修への支援制度の創設を進める。創設済の支援制度については、住民がより使いやすい制度への改善を進める。
 - イ ブロック塀等の創設済の耐震改修等への支援制度について、住民がより使いやすい制度への改善を進める。未創設の市町は当該支援制度の創設を進める。

5.2.4 建築関係団体等

県、市町と連携し、建築物の耐震化の取組を推進する。

- ア 耐震診断・改修の相談窓口を設ける。
- イ 耐震診断・改修の情報提供，耐震診断・改修の知識の普及・啓発を行う。
- ウ 耐震診断・改修に関する講習会の開催など会員の技術の向上に努める。
- エ 耐震改修の工法開発に努める。

5.2.5 建物所有者等

所有する建築物の耐震性を把握し，地震被害の最小化を図るため，安全性を確保するよう努める。

- ア ひとりひとりが地震発生の危険性や，その予測される程度などを，正しく知り，また普段からどのように備えておけばよいか，知っておくよう努める。
- イ 所有者は，耐震診断を行い，必要に応じて耐震改修を行うように努める。
- ウ 総合的な地震対策として，ブロック塀等の倒壊防止，窓ガラス・外壁タイル・屋外広告物等の落下防止対策を行うように努める。
- エ 地震に備え，地震保険の加入や家具の転倒防止対策を実施するよう努める。

5.3 大規模建築物（要緊急安全確認大規模建築物）の耐震化促進に関する施策

5.3.1 耐震診断の義務付けと耐震化の状況

平成 25 年に改正された耐震改修促進法により，病院，店舗，旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校，老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等（耐震不明建築物に限る。）について，耐震診断を実施しその結果を報告することが義務付けられ，所管行政庁が当該結果の公表を行うこととされた。耐震診断の義務付け及び対象となる建築物の概要を図表 5-4，図表 5-5 及び図表 5-6 に示す。なお，その耐震診断が義務付けられた大規模建築物の耐震化の状況を図表 5-2 に示す。

こうした取組により耐震診断は完了し，その結果をとりまとめて平成 29 年 2 月に公表した。

図表 5-2 大規模建築物の耐震化の状況

令和元年度末時点

対象棟数	耐震性あり	耐震改修工事中	耐震性なし
261 棟	206 棟	11 棟	44 棟

図表 5-3 大規模建築物の所管行政庁別及び用途別内訳

令和元年度末時点

用途	合計	所管行政庁別の内訳							
		県	広島市	呉市	三原市	尾道市	福山市	東広島市	廿日市
体育館等	3	1	0	1	0	0	1	0	0
病院・診療所	10	2	5	0	1	1	0	0	1
劇場、観覧場等	1	0	0	1	0	0	0	0	0
集会場・公会堂	2	1	1	0	0	0	0	0	0
展示場	1	0	1	0	0	0	0	0	0
物品販売業を営む店舗	21	3	15	2	0	0	1	0	0
ホテル・旅館	14	0	7	0	1	1	3	0	2
老人福祉センター等	2	0	1	0	0	0	0	1	0
図書館等	2	0	2	0	0	0	0	0	0
遊技場	1	0	1	0	0	0	0	0	0
飲食店等	1	0	1	0	0	0	0	0	0
自動車車庫等	4	0	3	0	1	0	0	0	0
保健所、税務署等	21	3	14	0	0	2	1	1	0
幼稚園・小学校等	174	28	94	1	2	9	28	12	0
危険物の貯蔵場等	4	4	0	0	0	0	0	0	0
合計	261	42	145	5	5	13	34	14	3

5.3.2 大規模建築物の耐震化に向けた取組み

1. 公表した耐震化状況の更新

平成 29 年 2 月に公表した耐震化の取組状況（耐震診断結果や耐震改修の予定等）を、引き続き各所管行政庁と連携し、定期的に所有者に確認する機会をもち、情報を更新することにより、所有者の耐震化に向けた意識の高揚を図り、早期の耐震改修の実施につなげる。（詳細は 7.1 による。）

2. 対象建築物の耐震化に向けた指導等

耐震診断の結果、耐震性が不足していると判定された建築物について、耐震改修の実施に目途がたない所有者に対しては、各所管行政庁と連携して引き続き指導するとともに、耐震改修促進法に基づく指示等の実施を進める。（詳細は 7.1 による。）

図表 5-4 耐震改修促進法附則第 3 条の規定に基づく大規模建築物への耐震診断の義務付け

対象建築物	耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項に定める耐震不明建築物 (規模等の要件は図表 5-5 図表 5-及び図表 5-6 を参照)
耐震診断結果の報告期限	平成 27 年 12 月 31 日

図表 5-5 大規模建築物の規模要件

用途	義務付け対象となる規模 (階数は、地階を含む)
小学校, 中学校, 義務教育学校, 中等教育学校の前期課程, 若しくは特別支援学校	階数 2 以上及び床面積の合計 3,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む
体育館 (一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上及び床面積の合計 5,000 m ² 以上
ボーリング場, スケート場, 水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上及び床面積の合計 5,000 m ² 以上
病院, 診療所	
劇場, 観覧場, 映画館, 演芸場	
集会場, 公会堂	
展示場	階数 2 以上及び床面積の合計 5,000 m ² 以上
百貨店, マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
ホテル, 旅館	
老人ホーム, 老人短期入所施設, 福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター, 児童厚生施設, 身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数 2 以上及び床面積の合計 5,000 m ² 以上
幼稚園, 保育所	階数 2 以上及び床面積の合計 1,500 m ² 以上
博物館, 美術館, 図書館	階数 3 以上及び床面積の合計 5,000 m ² 以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店, キャバレー, 料理店, ナイトクラブ, ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店, 質屋, 貸衣装屋, 銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの (一般公共の用に供されるもの)	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
保健所, 税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	

図表 5-6 規制対象となる危険物の数量及び敷地境界線からの距離

危険物の種類	危険物の数量	敷地境界線からの距離	
1 火薬類	—		
(1) 火薬	10t		
(2) 爆薬	5t		
(3) 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50 万個	火薬類取締法施行規則で規定する第 1 種保安物件に対する保安距離 (火薬類の種類及び数量により異なる)	
(4) 銃用雷管	500 万個		
(5) 実包若しくは空包, 信管若しくは火管又は電気導火線	5 万個		
(6) 導爆線又は導火線	500km		
(7) 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2t		
(8) その他の火薬, 爆薬を使用した火工品	火薬 10t 爆薬 5t		
2 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量		50m
3 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第六号に規定する可燃性固体類	30t		50m
4 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第八号に規定する可燃性液体類	20 m ³	50m	
5 マッチ	300 マッチトン	50m	
6 可燃性のガス (7 及び 8 を除く)	20,000 m ³	13(1/3)m≒13.33m	
7 圧縮ガス	20 万m ³	施設の内容により異なる	
8 液化ガス	2,000t	施設の内容により異なる	
9 毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物 (液体又は気体のものに限る)	20t	—	
10 毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る)	200t	—	

※図表中の数量以上かつ、距離以内のものが対象

5.4 防災業務等の中心となる建築物（要安全確認計画記載建築物等）の耐震化に関する施策

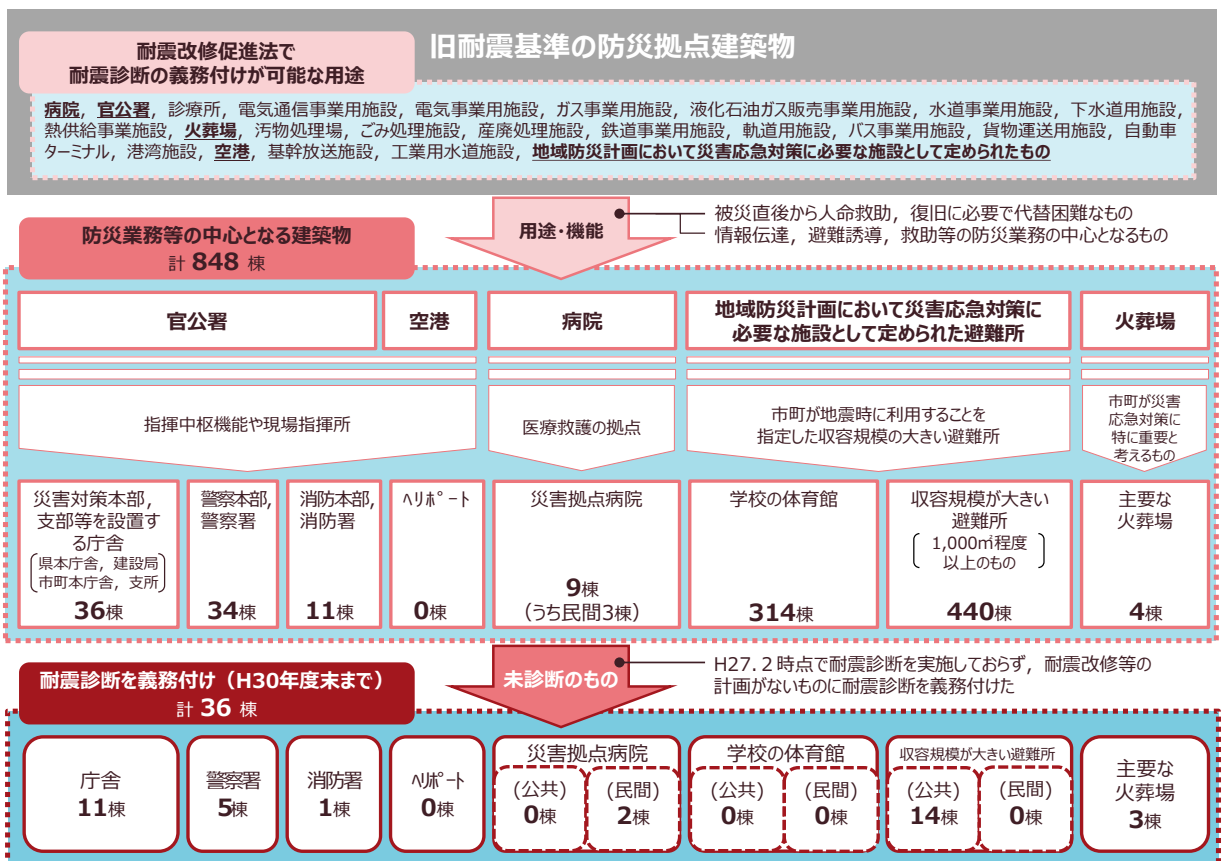
5.4.1 防災業務等の中心となる建築物の指定と耐震化の状況

旧耐震基準適用の防災拠点建築物のうち、被災直後から人命救助、復旧に必要で代替が困難な建築物を、防災業務等の中心となる建築物として、第2期計画に引き続き図表5-7のとおり指定する。また、その耐震化の状況を図表5-9～11に示す。

5.4.2 耐震診断の義務付け（第2期計画）

防災業務等の中心となる建築物のうち、平成27年2月末時点で耐震診断を実施しておらず、耐震改修等の計画がない建築物を耐震改修促進法第5条第3項第一号の規定による要安全確認計画記載建築物として、第2期計画において図表5-8のとおり指定し耐震診断を義務付けた。

こうした取組により耐震診断は完了したことから、その結果をとりまとめて令和2年3月に公表した。



図中の棟数は令和元年度末時点

図表 5-7 防災拠点建築物と防災業務等の中心となる建築物の相関図

5.4.3 防災業務等の中心となる建築物の耐震化に向けた取組

1. 建物所有者の耐震化に向けた取組

大規模地震の発生が逼迫していることから、防災業務等の中心となる建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められる場合、当該建築物について耐震改修等を行うよう努めることとする。

2. 建物所有者への耐震化に向けた努力を促す取組

(1) 公表した耐震化状況の更新

平成 27 年 2 月に県ホームページ等で公表した耐震化に向けた基本的な情報（建物名称、所在市町、耐震性の有無等）を、定期的に確認し更新することにより、所有者である市町等による早期での耐震改修等の計画の策定及び耐震改修等の実施につなげる。

(2) 耐震診断を義務付けた建築物の公表した耐震化状況の更新

耐震診断を義務付けた防災業務等の中心となる建築物（要安全確認計画記載建築物）について、令和 2 年 3 月に公表した耐震化の取組状況（耐震診断結果や耐震改修の予定等）を、引き続き各所管行政庁と連携し、定期的に確認し更新することにより、所有者である市町等による早期での耐震改修等の計画の策定及び耐震改修等の実施につなげる。（詳細は 7.1 による。）

図表 5-8 耐震改修促進法第 5 条第 3 項第一号の規定に基づく
建築物の指定等による耐震診断の義務付け（第 2 期計画）

対象建築物	防災業務等の中心となる建築物のうち、平成 27 年 2 月末時点で耐震診断を実施しておらず、耐震改修等の計画がない耐震不明建築物
耐震診断結果の報告期限	令和元年 3 月 31 日

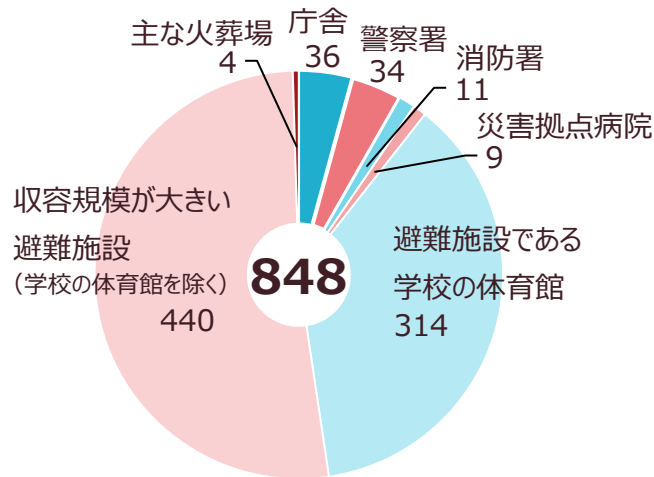


図 5-9 防災業務等の中心となる建築物の用途別内訳 (令和元年度末時点)

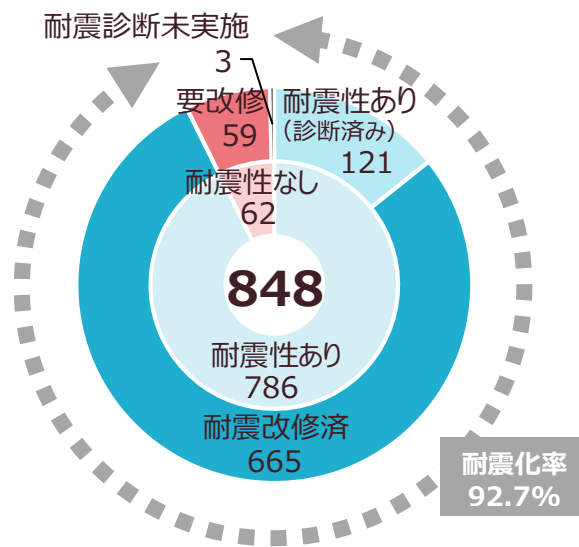


図 5-10 防災業務等の中心となる建築物耐震化の状況 (令和元年度末時点)

図表 5-11 防災業務等の中心となる建築物のうち、耐震診断を義務付けた 36 棟の耐震化状況

令和元年度末時点

用途	対象棟数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化等の予定あり	耐震化等の予定なし	未診断	
官公署	庁舎	11	2	9	2	7	0
	警察署	5	4	1	0	1	0
	消防署	1	0	1	1	0	0
病院	災害拠点病院	2	0	2	2	0	0
避難所	収容規模が大きい避難施設	14	3	9	5	4	2
火葬場	主要な火葬場	3	0	2	0	2	1
合計	36	9	24	10	14	3	

※未診断については令和3年度までに除却予定

5.5 広域緊急輸送道路沿道建築物（要安全確認計画記載建築物等）に関する施策

5.5.1 耐震診断の義務付け（第2期計画）と耐震化の状況

耐震改修促進法第5条第3項第二号の規定に基づき、広島県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成25年6月）に定める広域緊急輸送道路のうち、図表5-15に示す区間を大規模地震時に通行を確保すべき道路として指定し、当該道路に敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る。）の所有者に耐震診断の実施及び診断結果の報告を、第2期計画において図表5-12のとおり義務付けた。


その耐震診断が義務付けられた広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の状況を図表5-13に示す。

図表 5-12 耐震改修促進法第5条第3項第二号の規定に基づく
道路の指定等による耐震診断の義務付け（第2期計画）

指定する道路	広島県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成25年6月）に定める広域緊急輸送道路（図表5-15を参照）のうち、図表5-17に示す区間
対象建築物	上記道路の区間にその敷地が接し、次のいずれにも該当する建築物 1 既存耐震不適格建築物であること（耐震不明建築物に限る。） 2 建築物のいずれかの部分の高さが一定の高さ（図表5-16を参照）を超える建築物（以下「通行障害建築物」という。）であること
耐震診断結果の報告期限	令和3年3月31日

図表 5-13 広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の状況

令和2年度末時点

対象棟数	耐震診断実施済	未診断			
276棟	266棟	10棟			
					
	耐震性不足と判定された棟数	耐震改修実施済	耐震改修工事中	未改修	
	約240棟※	21棟	1棟	約218棟※	

※ 耐震診断を実施中のもの等があるため概数

図表 5-14 広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断実施状況の市町別内訳

令和2年度末時点

市町名	対象棟数	対象棟数		診断済棟数※	診断済棟数	
		民間	公共		民間	公共
広島市	54	52	2	50	48	2
呉市	89	87	2	88	86	2
竹原市	16	16	0	15	15	0
三原市	24	22	2	24	22	2
尾道市	0	0	0	0	0	0
福山市	13	13	0	13	13	0
府中市	14	13	1	13	12	1
三次市	34	32	2	33	31	2
庄原市	3	3	0	3	3	0
大竹市	0	0	0	0	0	0
東広島市	9	9	0	8	8	0
廿日市市	4	4	0	4	4	0
安芸高田市	7	7	0	6	6	0
江田島市	0	0	0	0	0	0
府中町	0	0	0	0	0	0
海田町	4	4	0	4	4	0
熊野町	0	0	0	0	0	0
坂町	1	1	0	1	1	0
安芸太田町	2	0	2	2	0	2
北広島町	0	0	0	0	0	0
大崎上島町	0	0	0	0	0	0
世羅町	2	2	0	2	2	0
神石高原町	0	0	0	0	0	0
合計	276	265	11	266	255	11

※ 現在診断中，補助を利用せずに診断済及び解体済等の棟数を含む。



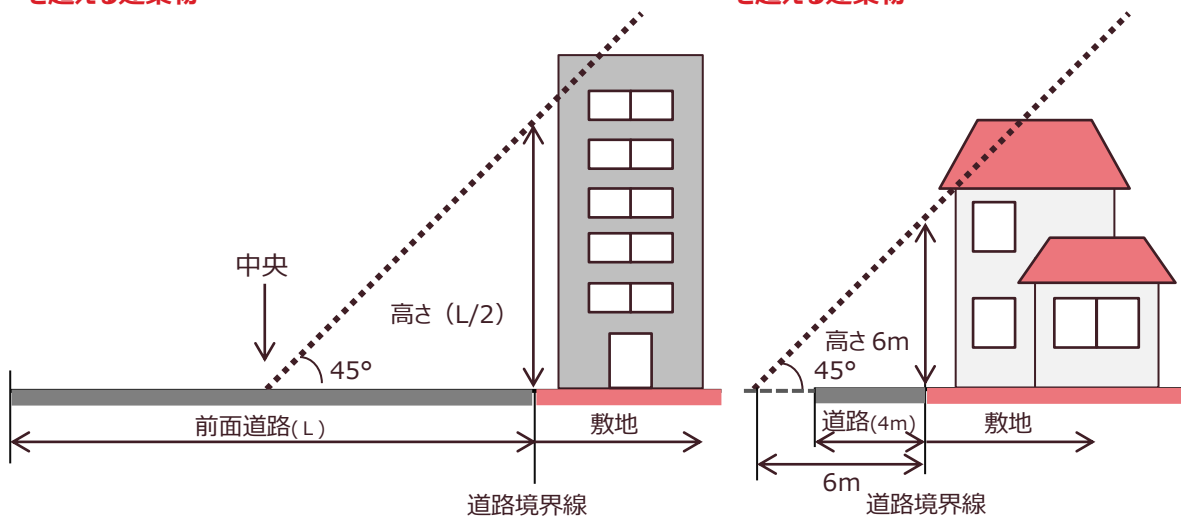
図表 5-15 広域緊急輸送道路ネットワーク図

① 前面道路幅員が 12m を超える場合

高さが、幅員の $1/2 +$ 建物から道路境界線までの長さを超える建築物

② 前面道路幅員が 12m 未満の場合

高さが、6m + 建物から道路境界線までの長さを超える建築物



図表 5-16 通行障害建築物の概要

図表 5-17 広域緊急輸送道路のうち、耐震診断の実施を義務付けた路線（第2期計画）

耐震診断の実施及び耐震診断結果の報告を義務付ける道路は、広島県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成25年6月）に定める広域緊急輸送道路（図表5-14を参照）のうち、(1)に示す区間とする。

ただし、(2)に示す区間については「代替路線等」欄の道路によるものとする。

(1) 県内外の救援拠点を結ぶ路線			
路線名	区間 (起点～終点)	路線延長 (m)	備考
山陽自動車道	福山市 県界～大竹市 県界	125,945	
中国縦貫自動車道	庄原市 県界～安芸太田町 県界	142,171	
中国横断自動車道 (広島自動車道・浜田自動車道)	広島市～北広島町 県界	37,757	
中国横断自動車道 (尾道松江線)	尾道市～庄原市 県界	54,303	
西瀬戸自動車道	尾道市 県界～尾道市	63,553	
国道2号	福山市大門町 県界 ～大竹市 県界	214,042	
国道31号	海田町～呉市	36,009	
国道54号	広島市～三次市 県界	94,991	
国道182号	庄原市 県界～福山市	59,741	
国道183号	広島市～庄原市 県界	73,736	
国道184号	三次市 県界～尾道市	74,398	
国道185号	呉市～三原市	70,016	
国道191号	北広島町 県界～広島市	63,231	
国道375号	呉市～三次市 県界	146,277	
国道375号 (東広島呉自動車道)	呉市～東広島市	25,367	
国道432号	竹原市～庄原市	138,900	
国道486号	福山市 県界～東広島市	10,133	
広島高速1号線	広島市東区福田～広島市東区温品	17,375	
広島高速2号線	広島市東区温品～広島市南区仁保	14,418	
広島高速3号線	広島市南区仁保～広島市西区観音	7,606	
広島高速4号線	広島市西区中広町 ～広島市安佐南区沼田町	4,886	
広島呉道路	広島市南区仁保沖町～呉市	15,900	
出島海田線 (海田大橋)	広島市南区仁保沖町～安芸郡坂町	550	延長は主橋梁部
本郷大和線 (広島中央フライトロード)	三原市～三原市	20,642	
庄原作木線	庄原市～三次市	32,478	

(2) 代替路線等を指定する区間			
路線名	区間 (起点~終点)	代替路線等	
国道 2 号	大竹市小方 1 丁目~大竹市県界	国道 2 号	岩国・大竹道路
国道 54 号	広島市安佐北区可部南 1 丁目 ~広島市安佐北区大林町	国道 54 号	可部バイパス
国道 2 号	海田町南堀川町 ~東広島市八本松宗吉	国道 2 号	東広島バイパス・安芸バイパス
国道 184 号	—	国道 184 号	中国横断自動車道 (尾道松江線)
国道 185 号	竹原市吉名町八代谷 ~東広島市安芸津町風早	国道 185 号	安芸津バイパス
国道 185 号	三原市幸崎町能地 ~三原市幸崎町能地	国道 185 号	能地バイパス
国道 2 号	三原市糸崎町 ~三原市新倉町	国道 2 号	三原バイパス
国道 2 号	尾道市福地町~三原市糸崎町	国道 2 号	木原道路
国道 486 号	福山市新市町戸手 ~府中市中須町	国道 486 号	新市府中拡幅区間

5.5.2 広域緊急輸送道路沿道建築物（要安全確認計画記載建築物等）の耐震化に向けた取組

1. 建物所有者の耐震化に向けた取組

大規模地震の発生が逼迫していることから、広域緊急輸送道路沿道建築物（要安全確認計画記載建築物等）の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められる場合、当該建築物について耐震改修等を行うよう努めることとする。

2. 建物所有者への耐震化に向けた努力を促す取組

(1) 耐震診断結果の公表及び公表事項の更新

第 2 期計画での重点的な取組により、令和 3 年 3 月 31 日までを報告の期限として義務付けた耐震診断は概ね完了した。報告を受けた耐震診断結果は、耐震改修促進法第 9 条の規定に基づき、各所管行政庁と連携しとりまとめて公表する。

公表した耐震化の取組状況（耐震診断結果や耐震改修の予定等）を、各所管行政庁と連携して定期的に所有者に確認し更新することにより、所有者の耐震化に向けた意識啓発を図り、早期の耐震改修の実施につなげる。（詳細は 7.1 による。）

(2) 対象建築物の耐震化に向けた指導等

義務付けた耐震診断結果の報告期限を令和 3 年 3 月 31 日に設定しており、未報告の所有者に対しては、各所管行政庁と連携して耐震改修促進法第 8 条第 1 項の規定に基づ

く命令等の実施を進め、これに向けた指導に取り組むこととする。

耐震診断の結果、耐震性が不足していると判定された建築物の所有者に対しては、引き続き各所管行政庁と連携した戸別訪問による丁寧な説明等に取り組むことにより、計画的な耐震改修の実施につなげる。（詳細は 7.1 による。）

5.5.3 耐震化の促進が必要な建築物が接する道路の指定

耐震改修促進法第 5 条第 3 項第三号の規定に基づき、広島県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成 25 年 6 月）に定める緊急輸送道路（5.5.1 で耐震診断を義務付けた区間を除く。）を大規模地震時に通行を確保すべき道路として第 2 期計画に引き続き指定し、当該道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。



5.6 住宅の耐震化促進に関する施策

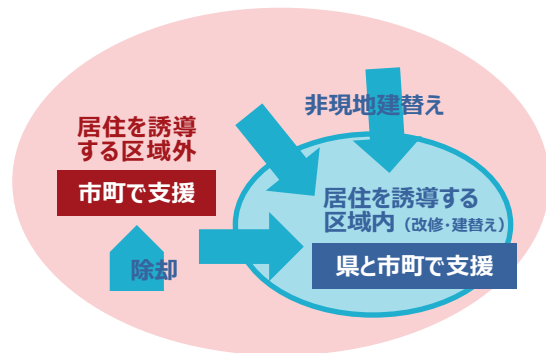
5.6.1 住宅の耐震化促進に向けた支援

住宅の耐震化促進に向けては、県民の改修工事等による財政的負担が大きいことから、補助制度による財政支援が重要かつ必要である。

しかしながら、従来から市町が設けている耐震改修の補助制度の利用状況が低調で支援制度として成果を上げている状況ではないことから、県民がより利用しやすい補助制度となるよう、県として市町を支援することにより、市町の既存制度の改善を促すとともに、未創設の町には制度の創設を促し、効果的な耐震化促進を図る。

1. 持続可能なまちづくりの観点を踏まえた県の支援

住宅の耐震化に向けた補助制度による財政支援は、県及び市町において、それぞれの役割（詳細は 5.2 による。）に応じた対策を行うこととし、県は、持続可能な街づくりの観点から、補助対象とする区域を限定し居住誘導を図るなど、県の施策の推進に資する耐震化支援制度の運用に取り組む市町へ、その費用の一部を支援する。



図表 5-19 補助対象とする住宅の役割分担のイメージ

図表 5-20 県が市町を支援する制度の概要

補助対象とする市町	① 国が実施する、住宅への耐震改修補助制度「総合支援メニュー」による制度を創設していること			
	② 「総合支援メニュー」による耐震改修と建替え補助に加え、非現地での建替えや除却のみの工事も補助対象とした制度であること			
	③ 居住を誘導し人口密度を維持するエリアを明示することができること			
補助内容	耐震改修	現地建替	非現地建替	除却
補助対象とする住宅	旧耐震基準で建てられた木造戸建て住宅で、耐震性能が不足しているもの（長屋又は共同住宅は含まない）			
	現に居住の用に供する住宅であること（空き家は含まない）			
	居住を誘導する区域内		移転建替後の住宅が居住を誘導する区域内	居住を誘導する区域の内外を問わない
国が実施する補助制度の適用区分	総合支援メニュー		従来の補助制度	
補助対象	設計費及び工事費		除却工事費	
補助額*	補助対象のうち工事費の 80%かつ 1 住戸あたり 100 万円を限度		補助対象の 23%かつ 1 住戸あたり 83.8 万円を限度	
負担率*	国 1/2, 県 1/4, 市町 1/4			

※ 国が実施する補助制度の負担率をもとにした率（令和 3 年度 4 月時点）

2. 県が市町を支援するねらい

- ① 耐震化の促進に向けては県民への周知の充実・強化を図ることが重要であることから、市町と連携して全対象住戸を対象とした戸別訪問等による直接的な働きかけの実施を進める。また、全戸対応する場合、補助限度額の引き上げ等、効果的な支援につながる国の補助制度（平成30年に創設された「総合支援メニュー」）が活用できるため、全市町に対し導入を促す。
- ② 旧耐震基準による住宅が建替更新時期を迎えていることから、補助対象に耐震改修だけでなく建替えや除却も追加するよう市町に促す。
- ③ 持続可能なまちづくりを推進する観点から、土砂災害警戒区域等の危険な場所から安全な場所への居住誘導や空き家対策の施策と相乗効果が得られるよう、重点化を図った制度とすることなどを市町に促す。

5.6.2 国の補助制度（総合支援メニュー）の導入に伴う取組の推進

住宅の耐震化に向け効果的な支援につながる国の補助制度（総合支援メニュー）の全市町での導入を図り、耐震性が不足している県内の全住宅の所有者への市町からの戸別訪問等による直接的な働きかけなど、次の4つの取組の実施を目指す。

1. 推進する4つの取組

- ① 戸別訪問等の方法による住宅所有者に対する直接的な働きかけの取組
- ② 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組
- ③ 改修事業者等の技術力向上及び事業者情報の周知の取組
- ④ 耐震化の必要性に係る普及・啓発

県は、これら4つの取組を規定するアクションプログラムの策定及び規定する取組の実施に向け、市町に助言や技術的な支援を行う。

なお、毎年度4つの取組の状況について、市町と連携して検証・見直しを実施することにより、効果的かつ効率的な住宅の耐震化促進に取り組むこととする。

2. 県が実施する主体的取組

(1) 改修事業者等の技術力向上を図る取組等

改修事業者等の技術力向上及び事業者情報の周知の取組については、県が主体となり次のように取り組む。

県は、市町や建築関係団体と連携して、設計者・施工者などの建築関連技術者を対象と

した耐震診断・改修の講習会を実施し、様々な工法による耐震改修の事例や、耐震改修工事の事例を情報提供するなど、耐震改修の工法の普及等により改修事業者等の技術力向上に努める。

また、耐震診断・改修を行う優良な改修事業者等の登録に努めることとし、登録した者（設計者・工事施工者等）を耐震診断・改修の市町の相談窓口等で紹介できるような体制の構築を進める。

(2) 所有者への普及啓発

市町及び建築関係団体等と連携して、相談窓口の設置やセミナーの開催等を通じた耐震化のための情報提供などにより、所有者の耐震化に向けた意識啓発に取り組む。これから耐震改修工事を行う建物所有者等に対しては、工事費用や工事期間、耐震改修の効果など、耐震改修の有益な情報の提供に努める。

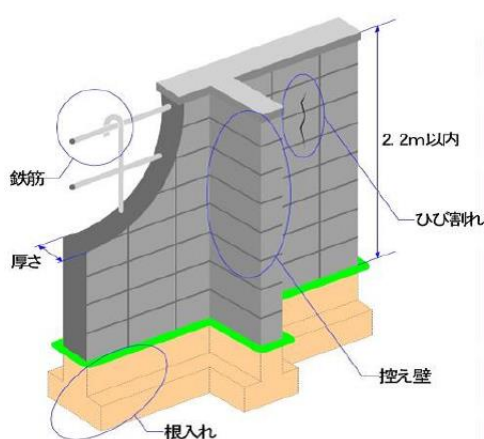
また、県主導による情報の一元化による補助申請手続きの簡素化など、市町を支援するソフト対策と補助制度の連携を進める。

5.7 ブロック塀等の安全対策に関する施策

平成 30 年 6 月の大阪府北部を震源とする地震においてブロック塀の倒壊による被害が発生したことを踏まえ、コンクリートブロック等による組積造の塀の倒壊による死傷者の発生や、避難・救援活動のための道路の通行障害を防ぐため、市町と連携して通学路等を中心として危険箇所の点検や所有者への指導を引き続き行う。

また、ブロック塀等による倒壊の危険性について様々な媒体を用い、県民に対し意識啓発を引き続き市町と連携して取り組み、ブロック塀等の所有者の危険性解消に向けた自主的な取組を促す。

市町において創設済のブロック塀等の耐震改修等への支援制度については、県民がより使いやすい制度への改善を進めるとともに、未創設の市町は当該支援制度の創設を進める。



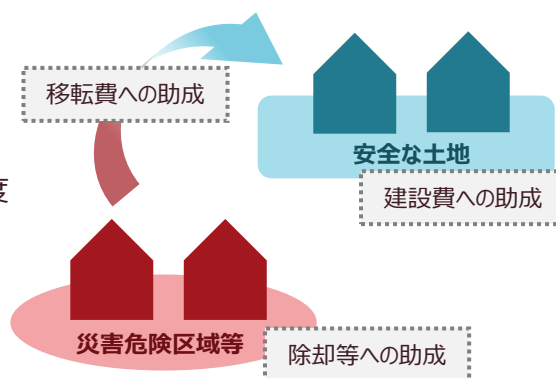
点検項目 ※一つでも不適合があれば専門家に要相談	
塀は高すぎないか	・塀の高さは地盤から 2.2m 以下か。
塀の厚さは十分か	・塀の厚さは 10cm 以上か。(塀の高さが 2m 超 2.2m 以下の場合は 15cm 以上)
控え壁はあるか。 (塀の高さが 1.2m 超の場合)	・塀の長さ 3.4m 以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁があるか。
基礎があるか	・コンクリートの基礎があるか。
塀は健全か	・塀に傾き、ひび割れはないか。
塀に鉄筋は入っているか	・塀の中に直径 9mm 以上の鉄筋が、縦横とも 80cm 間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。 ・基礎の根入れ深さは 30cm 以上か。(塀の高さが 1.2m 超の場合)

図表 5-21 ブロック塀の点検のチェックポイント

5.8 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策に関する施策

5.8.1 がけ地近接等危険住宅移転事業

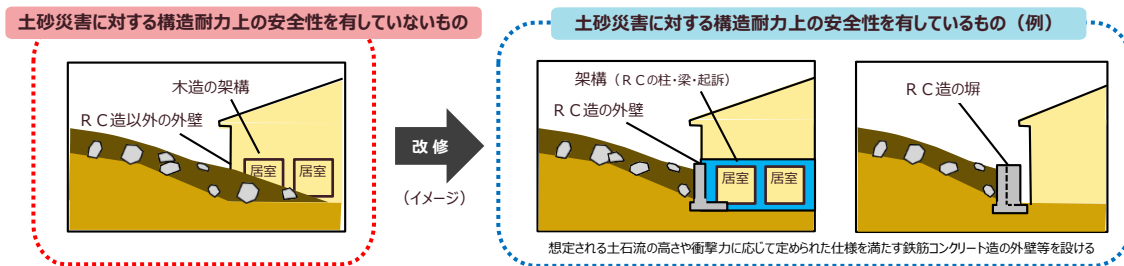
がけ崩れ等の危険から住民の生命の安全を確保するために、建築基準法第 39 条の規定による災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅からの移転を行う者に対する補助制度であり、市町と連携して実施するとともに耐震化の促進と相乗効果が得られるよう普及啓発に努める。



図表 5-22 事業適用イメージ

5.8.2 建築物土砂災害対策改修事業

土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内において、土砂災害による危険から県民の生命の安全を確保するために、既存不適格住宅及び既存不適格建築物の土砂災害対策改修を行う者に対する補助制度であり、市町と連携して実施するとともに耐震化の促進と相乗効果が得られるよう普及啓発に努める。



図表 5-23 事業適用イメージ

5.8.3 住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

住宅の背後に斜面があるような立地条件の場合、地震による住宅被害を防ぐためには、住宅そのものの耐震補強のみならず、背後斜面等の土砂災害対策を併せて実施することが必要である。

そのため本事業を活用し、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進する。

なお、本事業は、地震発生時に背後斜面の崩壊等により倒壊した住宅等が、緊急輸送道路を閉塞するなど社会的に重大な被害が起こりうる住宅市街地において実施する。

5.9 建築物の総合的な安全対策に関する施策

5.9.1 既存建築物の総合的な安全対策

県は市町と連携して、住宅・建築物の耐震化のほか、以下の安全対策の促進に取り組む。

1. 窓ガラス、外壁タイル、屋外広告物等の落下防止対策

地震発生に伴い、窓ガラスの破損や外壁タイル、屋外広告物等の落下が発生した場合、死傷者が発生したり、避難・救援活動のための道路の通行に支障をきたすため、窓ガラス、外壁タイル、屋外広告物等の落下防止対策の重要性を県民に周知するとともに、設置方法や施工及び維持管理の状況等について点検を促し、落下防止対策等について普及啓発を図る。

2. 大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策

不特定多数の人々が利用する大規模空間を持つ建築物の所有者等に対して、天井の構造や施工状況及び維持管理の状況等について点検を促すとともに、正しい施工技術や補強方法の普及啓発を図り、天井の崩壊防止対策について注意喚起を行う。

3. エレベーター及びエスカレーターの安全対策

地震時における、エレベーター内部への閉じ込め事故やエスカレーターの脱落等の防止を図るため、建築基準法の定期点検等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対してエレベーター及びエスカレーターの地震時の被害等を周知し、地震時の安全対策について普及啓発を図る。

4. 家具の転倒防止

地震時における住宅内での死傷者の発生を防止するためには、家具の転倒防止対策を図る必要があり、家具の固定方法の普及啓発を行う。

住宅の耐震改修に向けた戸別訪問等による直接的な働きかけを実施する機会等を捉えて、家具固定による安全確保の重要性についての意識啓発に市町と連携して取り組む。

5. 積雪、風水害等による住宅・建築物被害の防止

積雪や風水害等による建築物の被災の防止を図るため、建築防災週間や建築基準法の定期点検等の機会を捉えて、住宅・建築物の所有者に対して近年の大雪や風水害等による住宅・建築物の被害等を周知し、安全性の確保を図る。

5.9.2 被災建築物応急危険度判定

県は建築関係団体と連携して、地震により多くの建築物が被災した場合に、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物の危険度の判定を的確に行う技術者の養成と登録や、現地で判定士を指揮監督するコーディネーターの養成を引き続き行い、地震発生時に迅速に対応できる体制を整備する。

5.10 特定優良賃貸住宅の空き家を活用するための特例に関する事項

5.10.1 特定優良賃貸住宅の概要

特定優良賃貸住宅とは、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、民間の土地所有者等が国や自治体の補助を受けて、中堅所得者向けに一定の条件を満たして建設する賃貸住宅である。このため、入居するには所得要件など一定の条件を満たす必要がある。

5.10.2 特定優良賃貸住宅の空家を活用するための特例

耐震改修促進法第 5 条第 3 項第四号の規定に基づき、同法第 19 条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者に対し、特定優良賃貸住宅の空家状況を考慮した上で、一定の期間、特定優良賃貸住宅を賃貸することが出来るものとする。

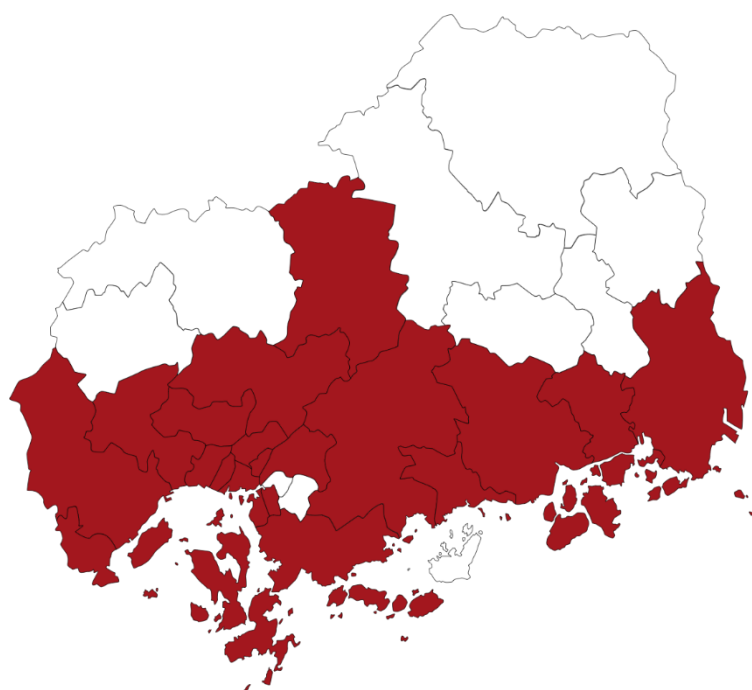
なお、特定優良賃貸住宅の入居状況は流動的であるため、入居の特例を位置付ける特定優良賃貸住宅については、関係市町や住宅所有者等との協議・調整を図りながら別途定めることとする。

6 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

6.1 地震防災マップの作成・公表

市町は、県の実施した地震被害想定調査（平成 25 年 10 月）の結果等を活用して、住宅・建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題・地域の問題として意識することが出来るように、安全なまちづくりの観点から、地震防災マップ（「揺れやすさマップ」、「地域の危険度マップ」）の作成に努めるものとし、作成したときは速やかに公表するものとする。

以下に、それぞれのマップの概要を示す。



公表市町

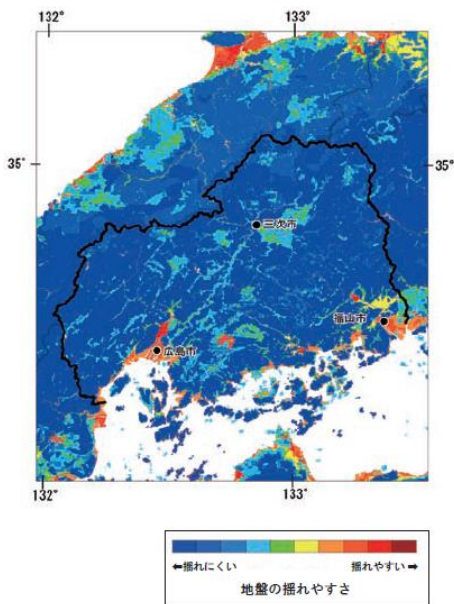
広島市
呉市
竹原市
三原市
尾道市
福山市
大竹市
東広島市
廿日市市
安芸高田市
江田島市
府中町
坂町

図表 6-1 広島県内の地震防災マップの作成・公表状況

1. 揺れやすさマップ

地震が発生した場合、まず、気象庁から各地の揺れの強さ（震度）が発表される。この震度は被害と密接に関わることから、予め住民に対して震度についての情報を提供することによって、住民の防災意識を高めることができると考えられる。さらに、自らの居住地をマップにおいて明確に認識できることで、地震時の危険性を実感することができる。

「揺れやすさマップ」とは、地盤の状況とそこで起こりうる地震の両面から地域の揺れやすさを震度として評価し、住民自らがその居住地を認識可能な縮尺で詳細に表現したものである。



図表 6-2 揺れやすさマップ※

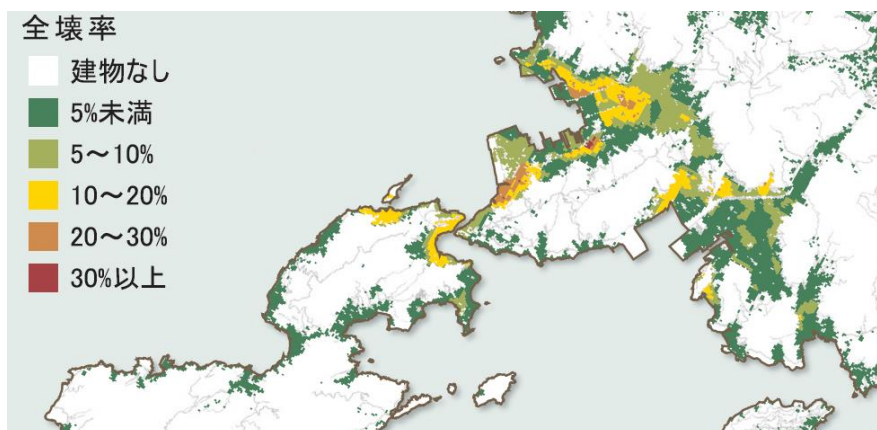
揺れに対する地盤の影響度を示しており、暖色ほど揺れやすいことを示している。

※地震調査研究推進本部地震調査委員会（2009）：全国地震動予測地図

2. 地域の危険度マップ

「揺れやすさマップ」をもとに、建物の構造、建築年次など地域の社会的なデータをあわせることにより、引き起こされる被害に関する検討を行うことが可能となる。その結果をまとめて、被害に関する地図として住民に示すことによって、地震による危険をさらに身近に感じてもらうことができ、防災意識を高めることに役立つ。

地震被害は、建物被害、人的被害、液状化被害、斜面崩壊被害等の様々な種類のものが考えられるが、「地域の危険度マップ」では、住宅等の耐震化促進のために住民に提供する情報として、直接的で住民にわかりやすく、火災被害、人的被害等とも関係が深い建物被害に着目し、これを地図に示すものである。



図表 6-3 地域の危険度マップ（呉市 HP 地域の危険度マップより抜粋）

6.2 相談体制の整備及び情報提供の充実

県は、住宅・建築物の所有者等に対する耐震診断・改修の普及・啓発を図るため、ホームページによる情報提供を行うとともに、県庁及び各建設事務所に耐震相談窓口を設け、建物所有者等に対し、耐震診断・改修に関する普及を行う。また、地震防災についても情報提供を行う。

また、県内全ての市町においても、耐震相談窓口を整備するように努める。

耐震相談窓口では、図表 6-4 に示す事項に関する情報提供の充実が図れるよう体制の整備を進める。

図表 6-4 耐震相談窓口での情報提供の内容

情報提供の内容
自己による簡単な診断方法
耐震診断の概要や診断を受ける方法
家具転倒防止等屋内での安全確保の方法
耐震改修の工法の紹介
耐震診断・改修に関する支援制度
耐震改修に関する住宅金融支援機構等の融資制度
耐震改修促進税制
耐震診断や耐震改修を実施可能な業者の紹介
耐震改修にあわせたリフォームの方法
地震防災に関する情報
安全なブロック塀構造の方法や危険なブロック塀の撤去等の支援制度

6.3 パンフレットの作成・配布，セミナー・講習会の開催

6.3.1 パンフレットの作成・配布

県は、住宅・建築物の所有者等に対する耐震診断・改修の普及・啓発を図るため、県庁及び各建設事務所の耐震相談窓口で、建物所有者等に対し、耐震診断・改修に関するパンフレットの配布を行う。

県内全ての市町においても、耐震相談窓口にてパンフレットの配布をするように努める。

6.3.2 セミナー・講習会の開催

県は市町や建築関係団体と連携して、建築士等による無料耐震相談会や耐震診断・改修に関するセミナー・講習会を実施し、建物所有者等に対し耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発を行う。

6.4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォームにあわせた耐震改修が促進されるように、県は市町や建築関係団体等と連携して、建物所有者等、設計者、工事施工者等に情報提供を行う。

なお、耐震改修は、住宅設備リフォームやバリアフリーリフォーム等の機会を捉えて実施を促すことが効果的であり、費用面でのメリットもある。

7 建築基準法による勧告又は命令等について所管行政庁との連携に関する事項

7.1 耐震改修促進法による勧告又は命令等の実施

7.1.1 指導・助言の対象となる建築物

耐震改修促進法第 12 条第 1 項（附則第 3 条第 3 項で準用する場合を含む。）、第 15 条第 1 項、第 16 条第 2 項及び第 27 条第 1 項の規定に基づく指導・助言の対象となる建築物のうち、所管行政庁が耐震診断・改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるものを対象とする。

7.1.2 指示の対象となる建築物

耐震改修促進法第 12 条第 2 項（附則第 3 条第 3 項で準用する場合を含む。）、第 15 条第 2 項及び第 27 条第 2 項の規定に基づき、指示の対象となる建築物のうち、所管行政庁が地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要であり、耐震診断・改修が行われていないと認めるものを対象とする。

7.1.3 指導・助言，指示，公表の実施方針

所管行政庁は、指導・助言の対象となる建築物の耐震診断・改修の促進を確保するため、必要に応じて所有者に対して、「指導・助言」を行う。

また、指示の対象となる建築物で「指導・助言」を行ったが、耐震診断・改修を実施しない場合で、再度実施を促したが協力が得られない場合には、早急に耐震診断・改修の実施を促すため、所有者に対して、「指示」を行う。

さらに、指示を行ったが、正当な理由がなく耐震診断・改修を実施しない場合で、耐震診断・改修の実施計画が策定されないなど計画的な耐震診断・改修の実施の見込みがない場合は、耐震改修促進法第 12 条第 3 項（附則第 3 条第 3 項で準用する場合を含む。）、第 15 条第 3 項及び第 27 条第 3 項の規定に基づき、「公表」を行う。

7.1.4 指導・助言，指示，公表の実施方法

所管行政庁が指導・助言，指示，公表を行う場合の実施方法は，以下のとおりとする。

図表 7-1 指導・助言，指示，公表の実施方法

区分	方法
指導・助言	啓発文書の送付・説明
指示	具体的に実施すべき事項を明示した指示書を交付
公表	広報やホームページを活用

7.1.5 耐震診断義務付け対象建築物に対する指導等の実施

所管行政庁は，耐震診断が義務付けられた広域緊急輸送道路沿道建築物などの要安全確認計画記載建築物の所有者のうち，期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対して，所有する建築物が耐震診断結果の報告義務の対象建築物となっている旨の周知を改めて徹底し，それでもなお報告しない場合にあっては，耐震改修促進法第 8 条の規定に基づき，当該所有者に対し相当の期限を定めて，耐震診断結果の報告を行うべきことを命ずるとともに，その旨をホームページ等で公表することとする。

また，要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の公表にあたっては，公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物について公表内容を適宜更新するなど，迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう，営業上の競争環境等にも十分に配慮し，丁寧な運用を行うこととする。

さらに，要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物について，報告された耐震診断の結果を踏まえ，建築物の所有者に対して，耐震改修促進法第 12 条の規定に基づき，耐震改修の実施等に向けた指導及び助言を実施するよう努め，指導に従わない者に対しては必要な指示を行い，正当な理由なくその指示に従わなかったときは，その旨をホームページ等で公表することとする。

7.2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

7.2.1 建築基準法による勧告・命令の概要

建築基準法第 10 条では、建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物、同法別表第 1 (い) 欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が 3 以上でその用途に供する部分の床面積の合計が 100 m²を超え 200 m²以下の建築物又は階数が 5 以上で延べ面積が 1,000 m²を超える建築物（いずれも建築基準法第 3 条第 2 項の規定により第 2 章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険と認める場合において、保安上必要な措置をとるよう当該建築物の所有者に勧告することができ、また、勧告を受けたが正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合、その勧告に係る措置を命令することができる。

7.2.2 建築基準法による勧告・命令の実施方針

特定行政庁は、耐震診断・改修の指示に従わないため「公表」された建築物で、建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物又は階数が 5 以上で延べ面積が 1,000 m²を超えるもののうち、地震に対する安全性について著しく保安上危険があると認められる場合、その所有者に対して当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう勧告し、従わない場合は命令を行う。

特定行政庁は、必要に応じてこれらの勧告・命令制度を活用し、建築物の耐震化を促進する。

8 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

8.1 市町が定める耐震改修促進計画

市町は、耐震改修促進計画の策定に当っては、国の基本方針や広島県耐震改修促進計画の内容を勘案しつつ、地域状況を踏まえて、地震防災マップの作成及び公表、優先的に耐震化を図る建築物、重点的に耐震化を図る区域の設定、地域住民等との連携による啓発活動等について、より地域固有の状況に配慮して作成するように努める。

8.2 建築関係団体、特定非営利活動法人（NPO）等との連携

（公社）広島県建築士会、（一社）広島県建築士事務所協会等建築関係団体や関連する特定非営利活動法人（NPO）では、消費者保護や住宅・建築物所有者の安心確保の面から耐震診断・改修の促進に積極的に取り組み、住民との信頼関係の構築を進めている。

建築に関する専門家や地域の工務店などが一体となった、耐震診断・改修の相談から耐震改修工事への取り組みを安心して行えるような仕組みづくりなどは、特に住宅の耐震診断・改修の促進に寄与する。

県、市町は、建築関係団体、特定非営利活動法人（NPO）等との連携を図り、耐震診断・改修を担う人材育成や技術力向上のための講習会の開催や、経済性に優れた耐震改修工法の情報提供など耐震化に向けた普及・啓発に努める。

8.3 耐震改修関係協議会等の概要と取組の継続

8.3.1 耐震改修促進計画市町調整会議

県及び市町の建築主務課で構成される「耐震改修促進計画市町調整会議」を平成18年11月に設立している。

この会議は、県と市町の耐震化率の目標設定の整合性や市町有施設の耐震化実態把握、耐震化の情報共有、事業進捗状況の把握、今後のフォローアップなど計画的な耐震改修等の促進を図ることを目的としている。

今後も計画的な耐震化の促進を図るために、引き続き連携を強化していく。

8.3.2 広島県建築安全安心マネジメント推進協議会

建築物の品質の向上及び違反建築物の防止に係る対策を講じることにより、建築物の安全性を確保し、安心して住める街づくりを図ることを目的として、平成11年8月に設立した「広島県建築物安全安心推進協議会」を発展的に解消し、平成23年4月に「広島県建築安全安

心マネジメント推進協議会」を設立している。

本協議会は、行政機関及び建築関係団体で構成しており、建築行政の目指すビジョンを示す「広島県建築安全安心マネジメント計画」及び重点的に取り組む施策等を単年度ごとに策定する「アクションプログラム」に基づき、既存建築物の耐震改修の促進等、建築物の安全安心や質の向上に向けた継続的な取り組みを実行している。

今後も計画的な耐震化の促進を図るため、本協議会と連携するものとする。

8.4 その他

8.4.1 地震保険の加入促進への普及・啓発

損害保険料率算出機構の資料によれば、広島県で令和元年度中に契約された火災保険契約（住宅物件）に地震保険契約が附帯されている割合は 72.6%と全国平均（66.7%）を上回り、全国都道府県では上位 15 番目の状況となっている。さらなる地震保険の加入促進のため、県は市町と連携して、地震保険の保険料、補償内容、新たに創設された地震保険料控除などの情報提供を行い、地震保険の普及・啓発に努める。

また、耐震診断や耐震改修の結果、耐震性能を有すると認められる住宅について地震保険料が割引されることから、損害保険関係団体との連携についても進め、地震保険の普及・啓発と併せ耐震診断や耐震改修の促進を図る。

8.4.2 計画の見直し

本計画は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜見直す。

広島県耐震改修促進計画【第3期計画】

令和3年3月策定

広島県（土木建築局建築課）

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

TEL 082-513-4133（ダイヤルイン）

FAX 082-223-2397

E-mail dokenchiku@pref.hiroshima.lg.jp